

令和8年 富士見町 告示

第 51 号

富士見町若年者健康診査実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町若年者健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

富士見町若年者健康診査実施要綱(令和7年富士見町告示第112号)の一部を次のように改正する。

第3条中「町の国民健康保険に加入し、かつ、受診日現在引き続き国民健康保険に加入している20歳～39歳までの者」を「受診日現在富士見町に住所を有する者で、加入する健康保険で健康診査を受診する機会のない20～39歳の者」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。